



原告求む!

関西電力高浜3,4号機運転差し止め提訴

「3.11」から5年目の2016.3.11 福井地裁に提訴します!

福井地裁の林潤裁判長、山口敦士・中村修輔裁判官が昨年12月24日、「3.11」の福島原発事故がなかったかのような、とんでもない決定を下しました。

「新規制基準に合理性があり、専門性・独立性が確保された原子力規制委員会において審査され、福島原発事故の経験等も踏まえた現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されている」と判断したのです。

『司法はやっぱり生きていた!!』ノボリを掲げた福井地裁前で希望をもたらした樋口前裁判長の決定、まさか同じ年に『司法の責任どこへ!』という怒りのノボリを掲げることになるなど思いもしないことでした。この仮処分を闘っている申立人は名古屋高裁金沢支部に抗告しています。

非公開の審理で市民の傍聴は許されず、裁判官の顔も見ることができなかった仮処分裁判と平行して、私たちは傍聴可能な市民監視の法廷で、「林決定 **NO!**」の本裁判を来る3月11日に提訴したいと思います。このたびの提訴は市民の脱原発の運動のひとつです。様々な脱原発運動をしている市民がつながり、まだ声をあげられない一人でも多くの周囲の皆さんに参加いただき、原発銀座・福井の地で小さな希望を見出したいと思います。どうぞ、この裁判にご賛同ください!

2016年1月16日(総会議決の日)

「福井から原発を止める裁判の会」